



⑭〔写真〕（明治11年明治天皇
行在所となった前橋生糸会所）

明治期（年次不詳）

明治政府は規制を強化して、生糸の品質向上をめざしました。明治6年2月生糸改会社規則を定めて、生糸商を横浜と主要生産地に設立した生糸改会社に参加させ、生糸検査の権限を与えました。本県でも同年6月「提糸造生糸製糸心得」「生糸改規則」を布達し、座繰糸（捻造糸）については、「生産会社」を通じて販売された県庁作製の「巻紙」を使用し、「生産会社」の改めを受けなければならないとしました。写真の前橋生糸会所では、生糸の品質検査などが行われました。

前橋市・勝山敏子家文書 P8702 No. 30